Journal of Wellness and Health Care投稿規程

（投稿資格）

１．投稿資格者は，次のとおりとする。

(1)　ウェルネス・ヘルスケア学会会則第５条第１項第１号に定める正会員とする。

(2)　Journal of Wellness and Health Care（以下「会誌」という）編集委員会が執筆を依頼した者

但し，共著者はこの限りではない。

（投稿の制限）

２．原稿は，未発表のものに限る。

（原稿の種類）

３．原稿は，邦文及び欧文の総説，原著，短報及びその他とし，次の内容に該当するもので

なければならない。

1. 総 説　特定の研究領域について，特定の視点に基づき体系的に纏めた論文
2. 原 著　独創性のある結論の明確な研究論文，及び学術的な価値が高いと会誌

編集委員会が認めた研究論文

1. 短 報 独創的であるが断片的な研究で，研究方法，操作，技術，装置の改良，

新しい試み，あるいは応用等に関し簡単に表現した研究論文

1. その他 研究，技術に関する参考資料及び解説・調査・集計・報告・症例報告等

なお，原稿の長さ及び引用文献・図表等の記載方法は，別紙執筆要領のとおりとする。

（倫 理 規 定）

４．人を対象とした研究では，ヘルシンキ宣言に基づき国及び所属機関等の定める倫理指針

を遵守し，倫理的に十分に配慮された内容でなければならない。動物を対象とした研究で

は，動物の保護及び管理に関する指針の趣旨に沿ったものとする。また，その旨を本文中

に明記すること。

（受付期間）

５．受付期間は，別に定める。

（提出先）

６．原稿（原本１部，写３部）には，別紙の投稿届を添えて，会誌編集委員長に提出するものとする。

（原稿の採否）

７．原稿の採否は，会誌編集委員会が決定する。

（校正）

８．著者校正は再校までとし，校正刷を受領後３日以内に校正の上，会誌編集委員長に提出しなければならない。

なお，校正時における原稿の変更は認められない。

（著　作　権）

９．本誌に掲載された論文等の著作権は，ウェルネス・ヘルスケア学会に帰属する。

（発行）

10．会誌は，年２回（８月，２月）発行する。

（平成２９年４月１日改定）